一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい職場環境を整えるため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　　令和４年２月１日～令和９年１月３１日までの５年間

２．内　　容

目標１：年次有給休暇の取得日数を１人あたり、年間平均７日以上とする

＜対策＞

●令和４年　２月～　各事業所の取得状況を調査する
●令和４年　４月～　前年度の各事業所の取得状況を評価し、対策を検討する
●令和４年　９月～　職員ごとの取得状況を調査し、取得率の低い職員について管理者を通じて取得を促す

目標２：令和６年４月までに所定外労働を削減するため、週１回の「ノー残業デー」を設定、実施する

＜対策＞

●令和５年　４月～　時間外勤務状況の調査及び分析（年２回　半期ごと）
●令和５年　９月～　掲示などによる職員への周知
●令和５年　９月～　各事業所における時間外勤務削減を可能とする業務改善の徹底

目標３：男性職員の育児休業の取得者数を１人以上にする

＜対策＞

●令和６年　４月～　各事業所の管理者に相談しやすい体制を整える
●令和６年　４月～　各事業所における休業者の業務カバー体制の検討・実施